

西畠 佳奈 著

『イギリス労働関連法制の履行確保』

——歴史的変遷と行政機関の役割

藤井 直子

1 本書の目的

本書は、イギリスにおける個別労働関連法制に関する履行確保機構、なかでも最低賃金法、民営職業斡旋事業法制、差別禁止法の履行確保に関する歴史的変遷と特徴を整理したうえで、その近年における動向を、とりわけ2018年前後から政府が検討している履行確保機構の統合に関する議論に着目して整理、分析したものである。

著者は、法の実現をはかる履行確保手段のなかでも、行政機関による履行確保は労働者の権利救済にとってきわめて重要であることを確認したうえで（3頁）、イギリスにおける、行政機関が労働者の権利救済のために労働者に代わって民事訴訟を行う権限（民事救済権限）に焦点をあてる。そして、日本にはないこの民事救済権限の特徴や、意義・課題を解明し、労働者の権利救済にとって有効な手段となるかを明らかにすることを、本書の目的とする（11頁）。

なお、本書はイギリスにおける労働関連法制の、主に7つに分かれる履行確保機構のうち、4つを検討対象とする。そのなかで、最低賃金法の履行確保機構（歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム））および差別禁止法の履行確保機構（平等・人権委員会）は、本書が検討の中心とする民事救済権限を有している。他方で、民営職業斡旋事業法制の2つの履行確保機構（民営職業斡旋事業者基準監督機関と、ギャングマスター及び労働者酷使取締局）は同権限をもたないが、現在議論されている単一の履行確保機構（SEB, Single Enforcement Body）が実現する場合には、民営職業斡旋事業法制にも民事救済権限が拡大されるという。



●にしはた・かな
岩手大学人文社会科学部
講師。

2 本書の概要

本書の構成は、目的や問題意識等を示した「序」に続いて、4部12章と「結」から成る。

以下では、第1部以下で本書が示す内容を紹介する。ただし、著者は第1部から第3部において、それぞれ最低賃金法、民営職業斡旋事業法制、差別禁止法の各法制度および履行確保機構の歴史的変遷を網羅的に描き出しており、内容の細部を示すことは困難である。したがって、とくに各部第3章の検討および第4部の統合議論については、本書の問題関心の中心である民事救済権限とかかわる要点を中心に、紹介することとした。

(1) 第1部 最低賃金法の履行確保

第1部は、最低賃金法の履行確保に関する整理・検討である。第1章は、1909年の産業委員会法から現行の全国最低賃金法に至る各法について、第2章は現在の歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）に至るまでの各履行確保機構について、それぞれ歴史的変遷を整理し、現行法の内容および履行確保機構についてはその権限、活動内容等を示す。第3章の検討では、現在の最低賃金法の履行確保は、使用者の法遵守を促進して法違反の態様を改める、「促進、抑止、および対応」というハイブリッド型手法である点に特徴があるとする。また、歳入税関庁の民事救済権限は、労働者に経済的・時間的・精神的負担を課すことなく最低賃金の権利確保を可能にする意義がある一方で、同権限

の対象は最低賃金の未払請求に限られ、たとえば、未払いに関連して生じる労働者の解雇や不利益取扱い等に関する訴えを含まないことから、同権限の課題はその対象範囲の限定性にあると指摘する。

(2) 第2部 民営職業斡旋事業法制の履行確保

第2部は、民営職業斡旋事業法制の履行確保に関する整理・検討である。第1章・第2章では主に、民営職業斡旋事業法および2003年民営職業斡旋事業行為規則の履行確保機構である民営職業斡旋事業者基準監督機関と、民営職業斡旋事業者のうち農業、採貝漁業等に労働者を供給する事業者を管理監督するギャングマスター及び労働者酷使取締局について、それぞれが管轄する法内容と各機構の歴史的変遷を整理し、その権限および活動内容を示す。第3章の検討では、民営職業斡旋事業者基準監督機関と、ギャングマスター及び労働者酷使取締局との権限の相違点や、監督・調査対象の限定性などの履行確保上の限界を提示する。また、これらの監督機関は民事救済権限をもたないことも含め、労働者の救済には限界があるとする。

(3) 第3部 差別禁止法の履行確保

第3部は、差別禁止法の履行確保に関する整理・検討である。第1章は主に、2010年平等法以前に制定されていた性別、人種、障害を理由とする差別を禁止する各法と、包括的な差別禁止法である2010年平等法の制定過程および内容を詳述する。第2章は、差別禁止法に係る履行確保機構の歴史的変遷とその権限および活動内容を整理している。第3章の検討では、各差別禁止法の履行確保は、時代により、集団的規制手法から指揮・統制手法、個別的権利実現手法、内省的規制手法へと変遷していると分析する。そして、現在の平等・人権委員会は内省的規制手法を中心に、従前の3つの委員会（機会均等委員会、人種平等委員会、障害者権利委員会）の権限をモデルとしながら、より幅広い権限が与えられているという。こうした現行の権限は、生じる問題に即した救済・是正を可能にしうる一方で、実際には、有効に機能しているとは言いがたいと指摘して、その要因と課題を分析している。

また、同委員会の民事救済権限の対象は、当事者が複数人いる場合であって、そのうちある1人による申

立てではその全体像を示すことができない場合等に限られ、その目的は個人救済ではないように見えるとも指摘する。

(4) 第4部 イギリス労働関連法制の履行確保機構の統合

第4部は、履行確保機構の統合議論に関する整理である。第1章はDLMEについて、その目的は、歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）、民営職業斡旋事業者基準監督機関、およびギャングマスター及び労働者酷使取締局間の情報提供の橋渡し（情報ハブ的役割）であると説明し、DLME設置までの過程とその職務・役割、DLMEが三機関に及ぼす影響を整理する。そして、三機関間で共同履行確保活動が実施されている現状とその成果を示す。第2章は、本書執筆時までの履行確保機構の統合構想とその過程、ならびに予定されている管轄法令、権限、および履行確保手法を整理する。単一機構（SEB）の構想過程としては、2017年のティラー報告書、2018年の政策文書であるGood Work Planのほか、労働組合や各履行確保機関、使用者、労働者等からの意見聴取と、2021年の政府文書等を示す。第3章の検討では、DLME設置による機関間連携の意義を示したうえで、単一機構への再編の背景には、イギリスにおける移民労働問題、就労形態の多様化、実務的問題への対応があることを描き出す。また、現在議論されている単一機構への統合が実現すると、民営職業斡旋事業法制も民事救済権限の対象となる予定だが、同権限の付与のみでは労働者の権利救済の拡大とはならず、なお残る課題があること、および単一機構構想に含まれない平等・人権委員会への影響と同委員会の履行確保上の課題を、改めて指摘する。

(5) 結

最後に「結」では、本書の総括として、歳入税関庁（最低賃金履行確保チーム）および平等・人権委員会が有する民事救済権限の各特徴を示しつつ、なお権限行使の対象範囲等の限定性を指摘し、同権限は法の履行確保および労働者の権利救済にとって有効な手段で

はあるものの、現状では、労働者保護に果たす役割は限定的であると結論づける。

3 本書の意義と若干のコメント

法の実効性をどのように確保し、いかに労働者の権利を実現するか。著者も述べるように、法が使用者の責任・義務を規定したとしても、その履行を確保できなければ労働者の保護は図れない（3頁）。労働者の権利の確保・救済にとって、法の履行確保のあり方は重要な論点の1つである。

日本でも、行政機関が主体となる労働法の履行確保は一般的に図られている。その一方で、履行確保の手法は、法内容の周知や啓発、記録の閲覧といったものから刑事訴追までさまざまである。労働法違反に対し、行政機関が労働者の権利救済のために民事訴訟を提起できる民事救済権限は、日本にはない手法の1つであり、イギリスのこの手法を検討した本書は、法の履行確保のあり方を考えるうえで、示唆を与えるものと言える。

また、本書はイギリスの最低賃金法、民営職業斡旋事業法制、差別禁止法の法内容と履行確保について、歴史的な流れと特徴を関連資料に基づき丁寧に整理しており、イギリスの各法内容のみならず、行政機関による法執行の現状を、歴史的経緯とあわせて包括的に理解するうえで大変有益である。そして、第4部の履行確保機構の統合では、今まさにイギリスで検討が進む議論を整理しており、今後の動向が注目される。

以上に対して、さらなる研究の発展を期待して、評者の問題関心から気づいた点を記して、若干のコメントとしたい。

第一に、民事救済権限を、数ある履行確保手法のなかの1つとしてとらえたとき、イギリスにおける履行確保手段のなかで、同権限の位置づけ・評価が明確にはなされていないように思われた。著者は、歳入税関庁および平等・人権委員会の民事救済権限について、それぞれ権限の及ぶ範囲の限定性を課題としてとらえている。この指摘には評者としても非常に共感する一方で、対象範囲は管轄法令による設定の問題でもあり、「民事救済権限」という仕組み自体が内包する課題ではないように思われる。「労働者の権利救済となるのか」（9頁）または「有効な手段となるのか」（11

頁）という視点から、同権限自体に内在する課題や議論にも触れてほしかったように思う。また、この点を考えるうえで必要と思われる、イギリスにおいて民事救済権限という履行確保が必要とされ、あるいは用いられている意味について、根拠資料がやや少なく、特に、歳入税関庁と平等・人権委員会のみに付与されている背景や意義、付与されていない他機関との関係や、その社会的背景（雇用システムや労働法制の特徴等）が、十分には明らかにされていないように思われる。このことは、本書で語られたイギリスにおける履行確保手法が日本におけるそれにどのように示唆を与えるのかを検討するうえでも重要であると考える。また、各民事救済権限の対象範囲を評価するにあたっても、現行法が限定的に認めている背景や理由といった他の側面をより深め、なお検討する必要があるよう思われる。

第二に、著者は、民事救済権限について、行政機関による他の権限と比較して、労働者に経済的・時間的・精神的負担を課すことなく、労働者の権利救済を可能にするとの意義を指摘する（260頁）。この点、たとえば、民事救済権限が行使された事案の実態、コスト軽減や手続の迅速化といった事実に関する統計、あるいは他の履行確保手段がイギリスにおいて抱えている課題等が示されると、読者にとっても同権限の実情や意義について、理解を深められるよう思われる。

また、単純な日英比較は難しい（10頁）としても、本書を通して検討されたイギリスの同手法について、日本法における履行確保制度の特徴や課題と、イギリスのそれとを比較したうえでのイギリス・日本における双方の課題や背景についてどのように考えるのか、著者の視点を知りたいところである。

以上、述べたように、本書で必ずしも明らかにされていないと思われる課題は残るもの、イギリスにおける行政機関による法の履行確保、なかでも、民事救済権限に焦点をあて、なおかつ、現在進行する単一の履行確保機構への統合に関する議論を丁寧に明らかにした点で重要な研究書であり、本書でのイギリスにおける履行確保機構の研究から、日本法への示唆への広がりも含めて、今後の研究の深化が期待される。

ふじい・なおこ 日本大学法学部准教授。労働法専攻。